

大分県報

令和四年
第三五七号
十一月八日

（火曜日）

目次

告示

指定予定保安林（三件）……………一
道路の供用開始……………二

〇告示

大分県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十一月八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字鶴河内字台平三三三五六番（次の図に示す部分に限る。）、三三三三五番、三三三八番、三三三三九番一、三三三三九番二、三三三四〇番、三三三四二番、三三三四三番、三三三五〇番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は択伐による。

字台平三三三三五番・三三三三八番・三三三三九番一・三三三三九番二・三三三四〇番・三三三四三番・三三三五〇番（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）、三三三四二番、三三三五六番

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

令和四年十一月八日

大分県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十一月八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市久住町大字栢木字小迫四九四三番一から四九四三番四まで、四九四四番二、四九四六番二、四九四六七番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

大分県報（告示）

令和四年十一月八日			大分県知事 広 瀬 勝 貞		
保安林予定森林の所在場所			一		
玖珠郡玖珠町大字小田字鼻操原二八〇七番七、二八〇七番一から二八〇七番一四まで			二		
指定の目的			水源の涵養		
指定施設要件			三		
1 立木の伐採の方法			1 立木の伐採の方法		
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。			(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。		
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種			2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種		
次のとおりとする。			次のとおりとする。		
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。)			(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。)		
大分県告示第四百四十二号			大分県知事 広 瀬 勝 貞		
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。			道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。		
その関係図面は、令和四年十一月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。			その関係図面は、令和四年十一月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。		
令和四年十一月八日			令和四年十一月八日		
道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日			
県道三重野津原線	豊後大野市大野町中原字下ノ田八四〇番一から 豊後大野市大野町中原字鼓田八九六番三まで	令四・一一・一五			